いいで　Fun Club　設立要綱

（趣旨）

第１条　飯豊町のファンを増やし､末永く交流を持てるような関係作りを行う組織として、ここに、いいで　Fun Club（以下「クラブ」という。）を組織する。

（会員）

第２条　クラブの会員は、前条の趣旨に賛同するものをもって構成する。

（事業）

第３条　クラブは、飯豊町に関係する自然、文化、歴史、食、人及び産業などの様々な資源や魅力を活用した次の事業を実施する。

⑴　飯豊町情報の発信

ア　イベントや交流会などの情報

イ　飯豊町アンテナショップの情報

ウ　（一社）やまがたアルカディア観光局の旅行商品の情報

エ　その他飯豊町に関することで、第１条に規定する趣旨に沿った情報

⑵　会員の集いの開催

会員間の交流促進及び会員数の増加を目的に会員の集いを開催する。

⑶　その他、第１条に規定する趣旨に沿った事業

（名誉顧問）

第４条　クラブには、クラブの社会的信頼を高める存在として名誉顧問を置くことができるものとする。

２　名誉顧問は、飯豊町に関係する著名人に委嘱するものとする。

３　名誉顧問の任期は、本人から退任の申し出があるまでとする。

（事務局）

第５条　クラブの事務局は、飯豊町役場商工観光課に置く。

２　事務局は、第３条に規定する事業に関する事務を行う。

（入会手続）

第６条 クラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という）は、事務局へ入会申込を提出するものとする。

２　前項の入会申込の提出があったときは、速やかに審査を行い、適正と認める場合は、当該入会希望者に対して入会が認められたことを通知する。

３　事務局は、次に掲げる事由に該当する場合に、入会を認めないことができる。

⑴　入会申込に虚偽の内容があったとき

⑵　入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員、宗教団体への勧誘活動又は違法な販売活動を行う者であるとき

⑶　その他、入会を認めない正当な事由があるとき

（退会手続）

第７条　クラブからの退会を希望する者（以下「退会希望者」という）は、事務局に対して退会の意向を書面で提出するものとする。

２　事務局は、前項の書面の提出があったときは、当該会員は退会したものとする。

３　事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員を退会させることができるものとする。

⑴　他の会員及びクラブを誹謗中傷する行為またはクラブの運営を妨げる行為を行ったとき

⑵　入会申込書に虚偽の記載があったとき

⑶　会員の登録住所、電話番号及びメールアドレス等への事務局からの連絡に対し、連絡を取ることが不可能なとき

⑷　前３号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき

（入会金及び会費）

第８条 クラブの入会金及び会費は無料とする。

（経費）

第９条　クラブの経費は、町予算、参加費及びその他をもって充てる。

（規約の変更）

第 10 条 事務局は、クラブの運営上必要が生じた場合は規約を変更することができるものとし、変更したときは会員に対して変更内容を周知することとする。

（附則）

この要綱は、平成 19 年９月 15 日より施行する。

（附則）

この要綱は、平成 21 年４月１日より施行する。

（附則）

この要綱は、平成 31 年４月１日より施行する。

（附則）

この要綱は、令和２年３月１日より施行する。